横浜市立谷本中学校 いじめ防止基本方針



はじめに

平成26年3月1日策定 平成30年2月1日改訂

文部科学省及び横浜市基本方針を受け、また、「いじめ防止対策推進法」をもとにいじめは絶対に許されない行為、また、違法行為ととらえ、谷本中学校いじめ防止基本方針を策定し、学校全体でいじめの防止及び発見に取り組みます。在籍する生徒等がいじめを受けていると思われるときは、適切かつ迅速にこれに対処する責務を有するところから、保護者、地域住民、児童相談所、警察署等の関係諸機関との連携を図ります。

1 目 的

いじめ防止対策推進法の公布を受け、いじめの防止、早期発見及び対策を推進することで、いじめ防止を啓発、未然防止するための対策を総合的かつ効果的に対応することを目的とする。

2 いじめ防止に向けた学校の考え方

① いじめの定義・・・法で定められた定義であり、国や市と同一とする。

「いじめ」とは、「児童生徒に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む。)であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの」をいう。

② いじめ防止等に向けての基本理念

学校とは、生徒一人ひとりが互いに認め合い、共に学び合い、自分たちの良いところを見つけ、伸ばそうとする意欲を学校生活全般の中で引き出していく場所である。その為に、教職員は、生徒が意欲を持って取り組めるわかる授業や素敵なコミュニケーションを充実させた学校行事を通して、望ましい人間関係づくりを行い、未然防止としていじめが起こりにくい学校風土づくりをする。また、研修会等を通して教職員の人権意識をさらに高め、教職員の資質の向上を図る。また、生徒、保護者、地域の方々、他の教職員から信頼されるように努める。

《いじめ根絶に向けた方針の3つの視点》

- ◆いじめの未然防止
 - (学校風土づくり、授業改善、適切な人間関係の確立、自己有用感の醸成など)
- ◆早期発見·早期対応

(いじめを見逃さないための体制強化、教育相談体制の充実、教職員の資質の向上など

◆適切な対処・措置

(児童生徒、保護者との信頼関係の確立、関係機関との連携強化など)

2 いじめの防止等の対策のための組織の設置及び組織的な取組

① 「いじめ防止対策委員会」の設置

· 構成員(校長、副校長、主幹教諭、学年主任、生徒指導専任、養護教諭、人権教育推進担当等)

ただし、状況に応じて、心理の専門家として「SC(スクールカウンセラー)」、 福祉の専門家としては「SSW(スクールソーシャルワーカー)」を想定し 参加を求める。

② 「いじめ防止対策委員会」の運営・活動内容

《運営・活動内容》

- ・いじめ事案に対して、「いじめ防止対策委員会」が中核となり、組織的に取り組む。
- ・「いじめ防止対策委員会」は、週に一回定期的に開催する。
- ・いじめの疑いがあるときは担任や一部の教職員で抱えることなく、必ずこの組織が中核となって判断や対応を行う。
 - ・いじめに関する情報の収集や対応状況等を記録し、進捗の管理を行う。
 - ・いじめ防止に向けた年間計画の作成やPDCAサイクルでの検証を行う。

3 いじめの未然防止、早期発見・事案対処

① いじめの未然防止について

- ・いじめは、どの子どもにも起こりうる事案であることとして考える。
- ・いじめがおきにくく、許さない環境づくりに努める。
- ・学校教育活動全体を通した包括的なプログラム(各種指導計画等)を策定する。
- ・人権教育の推進、道徳教育の推進、体験活動の充実を通して、集団づくりに取り組む。
- ・「体育祭」「合唱コンクール」など学級・学年・学校全体とつながる生徒自治活動の話し合いや体験を通して、協力・他者への思いやりなど意識させ、望ましい人間関係や自己を生かす能力を育てる。
- ・「国際平和スピーチコンテスト」「人権作文」を道徳教育と関連を図り、全体で取り組み、自分たちの身近な社会、さらに日本の文化伝統・世界の歴史や現状について の知識・理解を深める。
- ・「子どもの社会的スキル横浜プログラム」などを活用し、子供たちの主体的な取組を 支援する。
 - ・本委員会の存在・活動を、生徒・保護者に周知する。

② いじめの早期発見について

- ・いじめは、大人が気づきにくく判断しにくい形で行われることを認識する。
- ・いじめを見逃さない教職員の見守り体制づくりをし情報共有に努る。
- ・人権週間およびいじめ解決一斉キャンペーンにおける全市一斉のアンケートの実施及び年間3回の教育相談の実施を通して生徒と向き合う。また、年2回個人面談を行い 保護者と情報交換・共有を図っていく。必要に応じてPDCAサイクルでの検証を行 い、いじめを見逃さない体制をつくり、早期発見・早期対応を図る。
 - ・定期的なアンケートや教育相談を実施する。
 - ・インターネットを通じたいじめへの対処及び情報モラル教育を推進する。

③ いじめに対する措置

- ・いじめの疑いがあった段階で、組織的な対応(いじめ防止対策委員会)を徹底する。
- ・被害生徒及び保護者への支援、加害生徒及び保護者への指導に努める。
- 警察署等関係機関、専門機関と連携する。
- ・解決に至るまでの記録の作成。

※「いじめが犯罪行為にあたると認められる場合や児童生徒の生命、身体または財産 に重大な被害が生じる場合は直ちに警察に通報します」

④ いじめの解消

- ・いじめの行為が少なくとも3ヶ月の間みられないこと
- ・いじめを受けた児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと 上記2点を確認

⑤ 研修等の実施

- ・いじめ防止、対応に向けた校内研修を計画的に実施する。
- ・生徒理解研修やケース会議、カンファレンスを推進する。

⑥ 学校運営協議会、学校・家庭・地域連携事業等の活用

・いじめの問題などを保護者、地域等と共有して対応する。

⑦ 取組の年間計画

《年間計画》

※ 週1回「いじめ防止対策委員会」を実施する。

月	活動内容について
4	いじめの定義、児童生徒理解研修・地域理解研修・教育相談・地域訪問 ・ 前年度の引継ぎ等
5	修学旅行等体験活動、国際平和スピーチコンテスト参加
6	自然教室体験活動、学校家庭地域連絡協議会、
7	個人面談・教育相談・祭礼パトロール・横浜子ども会議(中学校ブロックでの話し合い)
8	生徒指導研修・教育相談・祭礼パトロール・横浜子ども会議(青葉区内での話し合い))
9	教育相談・体育祭等集団行動活動
1 0	学校をひらく週間・合唱コンクール集団活動・生活に関わるアンケート
1 1	
1 2	個人面談・いじめ一斉キャンペーン
1	教育相談・職業体験等活動、出前授業、生活に関わるアンケート
2	入学説明会(携帯端末に関わる説明、等)・教育相談
3	まとめ

4 重大事態への対処について

重大事態の定義

- いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生 じた疑いがあると認めたとき
 - いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席する事を余儀な くされている疑いがあると認めるとき

発生の報告

重大事態が発生した場合(疑いを含む)は直ちに教育委員会に報告する。

5 いじめ防止対策の点検・見直し

いじめに対応する組織体制や対応の流れについて、年度末に点検を行い必要に応じて 組織や取組等の見直しを行う。必要がある場合は、横浜市いじめ防止基本方針を含めて 見 直しを検討し、措置を講じる。